

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の 取扱いの変更について

1. 取扱い変更のお知らせ

本年 7 月 6 日に、最高裁判所において、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする判決があったことを受けて、取扱いの変更と納税者の方々への対応について検討してまいりました。

納税者の方の還付手続き等に関する対応の方針については、平成 22 年 10 月 1 日に財務省・国税庁より、「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」を公表したところですが、本日、所得税法施行令が公布・施行（財務省ホームページへリンク）され、これに併せ、所得税法の解釈通達を発遣し、取扱いを変更しました。

本日より過去 5 年分（平成 17 年～21 年分）において納めすぎとなっている所得税の還付手続きを開始するとともに、国税庁ホームページに保険年金の還付手続きに関するポータルサイトを設け、以下の情報を掲載しています。

- ① 「税務署からのお知らせ」（還付手続きのご案内、下記②の「必要なお手続き判定表」、Q&A などを掲載した国税庁パンフレット）
- ② 「必要なお手続き判定表」（対象となる保険年金を受給されている方が実際に還付の対象となるかどうかをご自身で判定するためのフローチャート）
- ③ よくあるご質問とその回答
- ④ 更正の請求書や確定申告書等の各種様式
- ⑤ 「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」（年金情報等を基に対象となる保険年金に係る所得金額を計算する計算書）及び記載例
- ⑥ 保険年金の所得金額の計算のためのシステム（年金情報等を入力していただくことで上記⑤の計算書を自動的に作成するシステム）

（注 1）上記①から⑤については、税務署窓口にも用意しています。

（注 2）上記⑥については、10 月 25 日の週に掲載予定です。しばらくお待ちください。

2. 取扱いの変更内容

(1) 対象者

相続、遺贈又は個人からの贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金を受

給している方が、今回の取扱いの変更の対象となります。

具体的には次の①から③のいずれかに該当する方で、保険契約等に係る保険料の負担者でない方です。

- ① 死亡保険金を年金形式で受給している方
- ② 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方
- ③ 個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

(注1) 相続等により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の受給権は、相続税や贈与税の課税対象となっています。実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

(注2) 生命保険会社、旧簡易保険、損害保険会社、JA 共済、全労済等でこうした年金が取り扱われています。

(2) 取扱い変更後の所得計算

取扱い変更後の所得計算については、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書」で計算を行っていただくこととなります。なお、国税庁ホームページに掲載予定(10月25日の週)の「保険年金の所得金額の計算のためのシステム」では、年金情報等を入力していただくことで自動的にこの計算書が作成できますので、ご利用ください。

3. 対象となる保険年金を受給している方への通知

今回の取扱い変更の対象となる保険年金を受給されている方のうち、年金の支払を受ける際に所得税が源泉徴収されている方には、本日以降、生命保険会社等の保険年金取扱い各社から、還付手続きに必要な年金情報等が個別に通知されることとなっています。この通知には、「税務署からのお知らせ」が同封されます。

なお、年金の支払を受ける際に源泉徴収されていない方や住所変更などにより通知が届かない方についても、取扱い変更の対象ではないかと思われる方は、生命保険会社等に照会していただければ、生命保険会社等から年金情報等が案内されることとなっています(還付手続きに関するご相談は税務署にお問い合わせください)。

4. 必要なお手続きと必要な書類

取扱いの変更の対象となる方には、所得税が還付になるため税務署でのお手続きが必要になる方や、所得税は還付となりませんが住民税や国民健康保険税などが減額となるため市区町村でのお手続きが必要になる方などがいらっしゃいます。必要となるお手続きについては、「必要なお手続き判定表」により、納税者の方がご自身でご確認いただけます。なお、これらのお手続きには期限がありますので、「税務署からのお知らせ」や「よくある質問とその回答」をご参照ください。

税務署での還付手続きと必要書類は以下のとおりです。

(1) 更正の請求（確定申告をしている年分のお手続き）

- 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 更正の請求をする年分の確定申告書の控
 - ※ 確定申告書の控をお持ちでない方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

（注）更正の請求は、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に行っていた
たく必要があります。更正の請求に基づき減額更正できる期間は、原則として
申告書を提出された日から5年間となります。このため、平成17年分につ
いて、早い方は平成22年12月末が期限となりますので、ご注意ください。

(2) 確定申告（確定申告をしていない年分のお手続き）

申告する内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次の書類
などが必要です。

- 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた方は、その通知書）
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類）
- 社会保険料、生命保険料、地震（損害）保険料控除証明書など各種控除に関する書類
- 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

（注）還付を受けるための確定申告は、申告する年分の翌年1月1日から5年を
経過する日（平成17年分は原則として平成22年12月末日）までに行ってい
ただく必要があります。

<ご注意いただきたい事項>

保険年金を受け取った年の確定申告において、保険年金について確定申告して
いない方については、取扱い変更後の所得税額が納付済みの所得税額よりも多
くなる場合があります。

5. お手続きのサポートのご案内

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。

ご用件の番号「0（ゼロ）」を選択いただきますと、今般のお手続き専門の
担当者が対応させていただきます。

税務署窓口でのご相談は、皆様をお待たせすることなく丁寧にご説明をす
るために、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

- 電話相談時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。）
- 税務署の開庁時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。）

～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

また、税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません
- (2) 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、最寄りの税務署まで電話等によりお問い合わせください。